## 3 委託業務編

# 第1章 測量業務

# 第1. 配水管工事測量業務

### 1. 適用範囲

配水管工事に係る測量業務は、本節及び「第1編第1章第2.工事費の積算 1.直接工事費 5.諸雑費及び端数処理」に特段の記載がないものについて、国土交通省大臣官房技術調査課監修「設計業務等標準積算基準書」(令和6年度版)による。

なお、見積りにより単価を設定する場合には、原則として、3者以上から見積りを取得し、 それらの平均価格から著しく乖離があるものを除いた上で、最低価格を採用すること。

## 2. 道路交通量調査

#### (1) 労務費

交通量観測費における交通量調査員の職種は、軽作業員を準用するものとする。

#### (2) 労務単価補正

交通量観測費における労務単価は、次表のとおり補正を行うものとする。

表2-1

P:軽作業員の基準日額 r:割増対象賃金比

交通量観測時間	昼間 12 時間	昼夜間 24 時間観測		夜間 12 時間
义	観測	昼間 12 時間	夜間12時間	観測
補正単価	$P \times (1 + \frac{5.0}{8} r)$	$P \times (1 + \frac{4.375}{8} r)$	$P \times (1 + \frac{5.875}{8} r)$	$P \times (1 + \frac{6.5}{8} r)$

※本表の時間帯は、昼間7~19時、夜間19時~7時の設定であり、時間帯が変わる場合は別途 算出するものとする。

# 第2章 設計業務

# 第1. 配水管工事設計業務

## 1. 適用範囲

配水管工事に係る設計業務は、本節及び「第1編第1章第2工事費の積算 1. 直接工事費 5. 諸雑費及び端数処理」に特段の記載がないものについて、「水道事業実務必携」による。

なお、見積りにより単価(歩掛)を設定する場合には、原則として、3者以上から見積りを取得し、それらの平均価格から著しく乖離があるものを除いた上で、最低価格(歩掛)を採用すること。

## 2. 数量計算システムの使用における適用基準

配水管工事に係る設計業務委託において、数量計算システムの使用料が発生する場合に次 表のとおり計上する。

表2-1 数量計算システム費

(1式当り)

工 種	単位	数量	摘  要
数量計算システム費	業務	1	直接経費として計上 「管路資材等価格調査報告書」参照